

平成28年（ワ）第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外117名

被 告 国

平成29年（ワ）第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外92名

被 告 国

口頭弁論要旨一準備書面（8）について

（人格権論）

2017（平成29）年9月25日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟（復）代理人

弁護士 伊藤 岳

本準備書面は、人格権の具体的権利性・被侵害利益性と新安保法制制定行為等による、原告らの人格権侵害について論じるものです。

私達は、既に訴訟提起の時点において、新安保法制制定行為等が原告らの人格権を侵害するものであることについて主張しています。

これに対して、被告は、答弁書において、「原告らがいう『人格権』の具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないし、原告らが『人格権』の侵害として述べるところは、結局のところ漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。」と主張しています。

しかしながら、今日においては「『人格権』と呼ばれる権利が存在し、これが何らかの意味で法的に保護されることは、わが国の判例・学説で疑問の余地なく承認されています。

むしろ、近時は、環境に関する権利・利益や情報・プライバシーに関する権利・利益などに関連して人格権に含まれる権利が新たに提唱されるなど、権利内容が多様化しており、その現代社会における重要性はさらに高まりつつあるとさえ言われているところです。

そこで、原告は、本準備書面において、人格権の認められてきた沿革、主要な学説・判例を概観した上で、原告らの主張する人格権が従前の判例及び学説で国賠法上の保護に値するものであることを明らかにします。

まず、人格権が認められてきた沿革について述べます。

人格権について明確にしたのは、国連総会で採択された1948年の世界人権宣言、1966年の国際人権規約、1989年の子どもの権利条約などです。

世界各国においても、第2次世界大戦前から後にかけて人格権は、手厚く保護されるように変わっていきました。

では、日本ではどうだったでしょうか。

日本の民法学会では、不法行為の損害賠償請求の要件に関連して、人格権の議論がなされてきました。

人格権の概念を定義せずに、人格権に含まれる個別の利益を列挙するにとどまる学説もありますが、中には

ア 「人格権は、生命・身体・自由・名誉（710条）のような、人格と切り離すことのできない個性的なものを内容とする権利である。すなわち、生命の安全とか、身体の完全性とか、自由な意欲や行動とか、人間としての尊厳とかを内容とし、これらを侵されないで人間らしい生活が営まれることからくる各種の利益を享受すべき権利を総称して、一般に人格権とよぶ。」とする田中実・安永正明

イ 人格権とは「身体・健康・自由・名誉などのような人間存在そのものにかかる利益をいい、自由権・名誉権・肖像権・プライバシー権などが含まれる」とする平井宣雄
等包括的権利としての人格権を論じる学説もあります。

一方、憲法学会においては、人格権はいわゆる「新しい人権」の問題に関連して議論がなされてきました

佐藤幸治は、「人格的自律権」として語られる憲法13条の『幸福追求権』は、人が人格的自立の存在として自己を主張し、そのような存在としてあり続ける上で不可欠ないし重要な権利を包括的に捉えたもので『基幹的な人格自律権』というべく、ここから憲法各条が明記する各種人権が流出派生してくる。これを『派生的（個別的）な人格的自律権』と呼ぶことができる。」としたうえで「『基幹的な人格的自律権』は、各種人権を生み出す母体のごときものであり、憲法制定時に、それまでの人類の歴史・経験に照らして人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われた各種人権が憲法各条に明記されたが、憲法のその後の展開でなお人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われる人権を生成せしめる」と述べています。

佐藤の考え方によれば、憲法の明文に規定されていなくても「人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われる人権」であれば、憲法13条を根拠に新しい人権として生成しうることになります。

そして、後ほど述べるように、本件で原告らの訴えている権利・利益も「人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われる人権」です。

原告らの訴えている権利・利益も「人の人格的自律性にとって不可欠ないし重要と思われる人権」として憲法13条を根拠に保障されるのです。

人格権は、民法学会においても、また、憲法学会においても、認められている権利です。

では、裁判実務では人格権はどのように扱われているでしょうか。

ここからは、人格権論に関連する判例について述べていきます。

まず、注目すべきなのは、昭和63年6月11日北方ジャーナル事件最高裁判決です。北方ジャーナル事件最高裁判決では「名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべき・・」と判示されており、明確に「人格権」の概念を認めています。

また、今回の裁判との関係では、

- ① 昭和63年6月11日自衛隊合肥手続事件最高裁判決
- ② 平成元年12月21日公立小学校における通知表の交付をめぐ

る混乱についての批判、論評を主題とするビラの配布行為事件
③ 平成3年4月26日水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法
に対する損害賠償請求事件最高裁判決
についても着目する必要があります。

① 昭和63年6月1日自衛隊合祀手続事件最高裁判決において、多数意見は「原審が宗教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。」と判示しています。

しかしながら、伊藤正巳裁判官は、反対意見を付し「現代社会において、他者からの自己の欲しない刺激によって心を乱されない利益、いわば心の静謐の利益もまた、不法行為法上の被侵害利益となりうるものと認めてよいと考える」と述べています。伊藤正巳裁判官がプライバシーに関する権威であることを考えると、この反対意見を軽視することはできないのでしょうか。

② 平成元年12月21日公立小学校における通知表の交付をめぐる混乱についての批判、論評を主題とするビラの配布行為事件では、氏名・住所・電話番号等を個別的に記載したビラを大量に配布された被上告人らは、上告人のビラ配布行為に起因して「私生活の平穏などの人格的利益を違法に侵害された」として、上告人に不法行為責任を認めています。ここでは、人格的利益の内容として「私生活の平穏」を挙げ、その私生活の平穏が侵害されたことを理由として損害賠償責任を認めています。

③ 平成3年4月26日水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求事件最高裁判決では「本件の認定申請者は、難病といわれ特殊の病像を持つ水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から、一刻も早く解放されたいという切実な願望からその処分を待つものであろうから、それだけに処分庁の長期の処分遅延により抱くであろう不安、焦燥の気持は、いわば内心の静穏な感情を害するものであって、その程度は決して小さいものではなく、かつ、それは他の行政認定申請における申請者の地位にある者にはみられないような異種独特の深刻なものであると推認することができる」と認定した上で、

認定申請者としての、早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に解放されたいという期待、その期待の背後に

ある申請者の焦燥、不安の気持を抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、これが不法行為法上の保護の対象になり得るものと解するのが相当であるとしています。

その後も最高裁は、平成8年3月26日不貞行為の相手方に対する配偶者からの損害賠償請求事件

平成12年2月29日エホバの証人輸血拒否事件、

平成14年9月24日石に泳ぐ魚事件

等で人格権侵害に関する判断をしています。

このように、最高裁が人格権の概念を認めていることは明らかです。その内容も、名誉やプライバシーのみならず「私生活上の平穏」や「内心の静穏な感情を害されない利益」等を含むとしています。

近時の下級審においても

- ① 平成26年5月21日大飯原発3・4号機運転差し止め請求事件福井地裁判決において「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権である」「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利ということができる」と判示され
- ② 平成29年3月17日福島原発被害者による損害賠償請求事件前橋地裁判決では「内心の静謐な感情を害されない利益は『平穏生活権』の中に包摂されている各権利利益のすべてに含まれていると考えられる」としたうえで、この「平穏生活権」を「自己決定権を中心とした人格権」として位置付けられています。

以上述べてきたように、学説や最高裁を含む判例においては、広範に人格権・人格的利益が認められています。

被告は、原告らの主張する人格権が、具体的な権利内容、成立要件、法的効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できないと主張しています。

しかしながら、既にみてきた学説・判例に明らかなように、人格権は、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利であり、その外延を抽象的、一義的に確定することが困難であるとしても、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば、人格権・

人格的利益として法的保護の対象となるというべきです。

原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、具体的には、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権及び③主権者として蔑ろにされない権利が侵害されたと主張しています。

原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体に関する侵害の危険を感じ、著しい精神的苦痛を受けています。

また、原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、様々な形で、その平穏な生活を害されています。

新安保法制法以前には、抱くことのなかった不安や恐怖は、原告らから生命・身体の安全とともに、平穏生活権を奪っています。

2017年4月21日、政府は都道府県の危機管理担当者を集めた説明会で、北朝鮮の弾道ミサイルの着弾を想定した住民避難訓練を行うよう要請しました。

2017年4月29日には、北朝鮮のミサイル発射の報道により一部の新幹線、地下鉄は、その運行を停止しました。東京メトロ内では「北朝鮮が弾道ミサイルを発射しました」との構内アナウンスが流れ、運転を見合わせました。新聞では「いつどこに何が落ちてくるか（中略）と恐怖感を口にした市民がいる」と報じられています。

2017年8月29日には、北朝鮮の弾道ミサイルを発射しました。それは日本列島を越えて北海道東方の太平洋上に着弾しましたが、この時も一部の地域でJアラート〔全国瞬時警戒システム〕のサイレンが鳴り響くなどの騒ぎになりました。

これらの現象は、集団的自衛権行使が法によって認められた体制に転換したことで、生じた事態です。日本は北朝鮮から見れば、アメリカの強固な同盟国とみなされます。今回のミサイル危機はその結果であり、国民・市民の上記人格権が現に侵害されていることを示すものでした。米朝対立が軍事的なものに発展した場合、全土に米軍基地を抱えているわが国がいの一番に、生命・身体及び精神に対する現実の危険にさらされることは、報道でも盛んに取り上げられていることから明らかであり、北朝鮮もそれを明言しています。憲法9条を蔑ろにする新安保法制法の下で、集団的自衛権行使として、戦争は極めて具体的なものになってしまいました。

今般の内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為は、集団的自衛権の行使が憲法に反するとの、まさに確定していた憲法解釈を変更し、違憲であるとの多くの声を無視して立法したものであって、本来は、憲法改正手続によってしか行えないものです。原告らは、本来参加し得べき憲法改正手続への参加の機会を奪われたものであり、主権者としての立場も蔑ろにされています。

ここからは、個別の原告の侵害された人格権を類型的に述べます。

まず、始めに述べるのは「被爆者」の方々です。被爆者で、今回陳述書を提出できる人々は、被爆体験にもかかわらず、現在まで生きて来られた人々です。これらの原告が受けた壮絶な被爆体験は、それぞれの陳述書をご覧になつていただければ理解してもらえると思います。これらの原告らが受けた壮絶な被爆体験は70年を経ても色あせることなく、原告らを苦しめています。

世界中での武力行使を可能にさせる「新安保法制」が成立したことにより、原告らは、再度、日本が戦争に巻き込まれ、壮絶な被爆体験を含む戦争体験が繰り返されるのではないかと強い不安感に苛まれることになりました。

さきほど述べたように、最高裁平成3年4月26日判決においては、認定申請者としての「早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に開放されたい」という期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益」は、内心の静穏な感情を害されないという利益として、これが不法行為法上の保護の対象になり得るものと解するのが相当である」と判示しました。同判決の調査官解説においては「判例の傾向からすれば、平穡で不快な感情を抱かずして社会生活を送りたいという期待は、一般的に人格的利益として法的に保護に値する余地があると解することできよう」とされています。

現代の社会情勢の下、日本が戦争に巻き込まれる可能性は、新安保法制が成立したことによって、抽象的なものとは評価できない状況となってしまいました。このような社会情勢の下、再度、日本が戦争に巻き込まれ壮絶な被爆体験を含む戦争体験が繰り返されるのではないかとの原告らの不安感は日に日に強くなっています。

これは、水俣病患者の認定申請をした認定申請者としての「早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に開放されたい」という期待、その期待の背後にある申請者の焦燥や不安」と比べて勝るとも劣らないのではないでしょうか。

上記原告らの「再度、日本が戦争に巻き込まれ、壮絶な被爆体験を含む戦争体験が繰り返されるのではないかと強い不安感」は、人格権の一内容である「内心の静穏な感情を害されない利益」として国賠法の保護の対象となると解する

べきです。

また、「被爆二世」である原告らは、自らは被爆していなくても、被爆で苦しむ父母、兄、姉等の家族を目の当たりにしています。また、原告らは父母から原爆投下当時の状況を聞かされ、あたかもみずから体験したかのように、その話を明確に記憶しています。

このような方々の「内心の静穏な感情を害されない利益」もまた、国賠法の保護の対象となるというべきです。

以上述べてきたように、新安保法制制定行為等によって、原告らの人格権が侵害されたことは明らかです。

「原告らの主張する生命・身体の安全を含む『人格権』は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」とする被告の主張には理由がありません。

以上